

平成23年 6月
保 健 福 祉 局

国民健康保険法改正に伴う安定化計画の位置付けについて

1 これまでの取扱い

(1) 高医療費市町村の指定

国において、算出される医療費の地域差指数（年齢構成の違いによる給付費の高低の影響を除去したうえで、各市町村の医療費を比較するための指標であり、全国平均を1として表している。）に基づき、特別な事情（風水害その他の災害によるもの、高額な医療費給付費の発生によるものなど）を勘案したうえで、医療費が著しく高いと認められる（地域差指数 1.14 以上）市町村については、「指定市町村」（国指定）として、医療費が高い（地域差指数 1.10 以上）と認められる市町村については、「準指定市町村」（都道府県指定）として、指定されていた。

(2) 安定化計画の策定

（1）の指定を受けた市町村については、国民健康保険事業の安定化計画の策定が義務付けられ、当該計画に基づき、事業を推進する必要があった。

2 法改正後（平成22年5月19日公布、施行）の取扱い

(1) 高医療費市町村に対する指定市町村制度の廃止

法改正後は、国の制度としての指定市町村制度を廃止することとなり、各都道府県において、高医療費市町村の判断を行うこととなった。

(2) 各都道府県における、広域化等支援方針の策定

都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は財政の安定化を推進するため、当該都道府県内の市町村に対する支援の方針を定めることが可能となった。

また、当該都道府県内に、（1）で高医療市町村であると判断した市町村が存在する場合には、その定める広域化等支援方針において、医療費の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めることとされた。

(3) 京都府における取組

京都府では、法改正を受けて、平成22年12月27日から平成25年3月31日までを対象期間とした京都府国民健康保険広域化等支援方針を平成22年12月に策定した。

また、京都府における高医療費市町村の判断基準については、国が設けていた基準（本資料1（1）に記載）を用いることとなった。

3 本市における安定化計画に係る考え方

本市における地域差指数はここ数年減少傾向にあり、改善は図られているものの、平成 23 年度においては、前年度から 0.016 増加している。

また、平成 21 年度決算において、国民健康保険事業特別会計における累積赤字が約 80 億円に達していることや、本市の厳しい財政状況を考慮すると、引き続き医療費の適正化に取り組む必要があるため、自主的に安定化計画を策定し、当該計画に基づき、着実に取組を進めていくこととしている。

【参考 1】京都市の地域差指数の推移

※ 年 度は指定年度

年 度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
特別事情控除前	1.218	1.200	1.179	1.123	1.138	1.121	1.098	1.101	1.103	1.094
特別事情控除後	1.177	1.166	1.149	(1.098)	(1.118)	(1.089)	(1.075)	(1.077)	(1.082)	—
年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	—
特別事情控除前	1.088	1.079	1.081	1.076	(1.023) 1.073	1.036	1.025	1.016	1.032	—
特別事情控除後	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 19 年度の()内は老人分を除く一般分

※ 高医療費市町村の指定に係る指定基準（特別事情控除後）は、平成 8 年度に 1.17 から 1.14 へ引き下げられている。

※ 平成 8～13 年度の特別事情控除後()は、本市で独自に算定した参考数値である。